

9月9日は「救急の日」

救急車の適正利用・市民救命士講習会

「適正利用 守ってつなぐ 命のボタン」
～兵庫県下統一キャッチコピー～
毎年、9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間が救急医療週間です。

救急車の適正利用にご協力を願います
近年、救急車の出動件数・搬送人員数はともに増加傾向にあり、平成28年中に救急搬送された傷病者のうち、約4割の人が軽症者でした。軽い病気や緊急性がない救急要請が増えると1分1秒を争う重症傷病者への対応が遅

れ、命の危機を招く恐れがあります。
現在、篠山市消防本部には4台の救急車がありますが、すべての救急車が出動中になることもあります。本日に救急車が必要な人のために、救急車の適正利用についてご理解とご協力をお願いします。



全国版救急受診アプリ「Q助」(きゅーすけ)

緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、全国版救急受診アプリ「Q助」を消防庁が作成し提供を開始しました。

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応が、緊急性をイメージした色とともに表示されます。

病気やけがをしたとき、救急車を呼ぶべきか迷うとき、判断の手助けとなります。

救急車は限りある資源です。適正利用につなげるためにもぜひご活用ください。

全国版救急受診アプリ「Q助」で検索
またはQRコードから



～あなたは小さな子どもの命の危機に何ができますか～

未来を担う子どもたちの命を守る市民救命士講習会を受講しよう

子どもの命にかかわる病気や突然のけが、交通事故のとき、あなたは何ができますか。応急手当によって「尊い命」が救われます。

とき 9月9日(土)・10日(日) 9:30～12:30
※受講はどちらか1日。

ところ 篠山市民センター
内容 心肺蘇生法(主に小児、乳児および新生児の内容を対象)やAEDを使用した実技、けがをしたときの止血法など

対象 中学生以上
定員 各日20人(先着順)
テキスト代 60円

申し込み方法 消防署・各出張所に備え付けの申込書(市ホームページにも掲載)を提出
※受講終了後に市民救命士認定証を交付。

※今回の講習会以外にも毎月第1土曜日の市民救命士講習の他、各団体や事業所、自治会、友人同士の集まりでも講習会を随時受け付けています。

保育ボランティアによる託児あり

人数に制限がありますので、ご希望の方は9月1日(金)までにお申し出ください。



問い合わせ 消防署 ☎594・1119

ツキノワグマに注意！ 市内でツキノワグマの目撃が続いています

実りの秋に向けて、各集落で、クマを寄せ付けない取り組みにご協力をお願いいたします。

- ゴミを屋外に置かない
- 食料は、屋内で保管
- 果実は早めに収穫
- 環境整備
- ヤブや草むらを刈り取る

防護

○果樹などエサとなる木にはトタンを巻き、クマが登れないようにする

○果樹園などは電気柵で守る



デカンショ防災ネットに登録しよう!

クマの出没情報をはじめ、緊急情報をメールで配信しています。

(登録方法は sasayama@bosai.net に空メールを送信)

デカンショ防災ネット
<http://bosai.net/sasayama/>



問い合わせ 農都環境課 ☎552・1117

農業共済

水稻の損害評価が始まります

3割を超える減収が見込まれる場合、損害評価野帳を提出してください

今年度も水稻の収穫期が近づいてきました。農家の皆さんが丹精を込めて大切に育てられた水稻が、共済事故により被害を受け、耕作田1筆ごとに3割を超える減収が見込まれる場合、各自治会の損害評価班長さんまで損害評価野帳を提出してください。

共済事故とは?

風水害・干害・その他気象上の原因による災害、病虫害、鳥獣害、火災などです。

損害評価の予定

毎週月曜日(一部火曜日)に自治会の損害評価班長さんから、農都政策課へ損害評価野帳を提出いただき、水・木曜日(一部金曜日)に市の評価委員が各地区を調査します(下記日程表参照)。
※必ず、刈り取り日の1週間

区分	品種	市への野帳提出日	抜取調査日		
準早期	フクヒカリ 五百万石 コシヒカリ その他	8月21日(月)	8月23日(水)	8月24日(木)	
		8月28日(月)	8月30日(水)	8月31日(木)	
		9月4日(月)	9月6日(水)	9月7日(木)	
普通期	コシヒカリ 日本晴 ヤマビコ マンガツモチなど	9月11日(月)	9月13日(水)	9月14日(木)	
		9月19日(火)	9月21日(木)	9月22日(金)	
		9月25日(月)		9月28日(木)	
		10月2日(月)		10月5日(木)	

前には損害評価野帳を提出してください。刈り取りをされてしまうと調査ができず、共済事故と認めることができません。

問い合わせ 農都政策課 ☎552・6580

ねごと楽しく暮らすために

①屋内飼育で快適生活

「屋内飼育はかわいいぞ」と思っていますか?
ねごは本来、広範囲を動き回る動物ではありません。屋外には、交通事故やけんかによるケガ、病気の感染などたくさん危険が待ち受けています。屋内飼育は、ねごとにとって安全で快適な生活です。

②不妊手術をしよう!

「不妊手術は、かわいいぞ」なんて思っていますか?
避妊・去勢手術は、ねごとにとって、飼い主にとってもたくさんのメリットがあります。動物病院に相談し、早期に手術を受けましょう!
不妊手術のメリット
○発情期がなくなり安定した

生活が送れます



○性ホルモンに起因する病気の予防や問題行動(マーキングなど)の発生率が低下します
○繁殖制限ができます
③名札をつけよう!
逸走した時のために、自分の飼いねごであることが分かるようにしましょう。

問い合わせ 市民衛生課 ☎552・6253

2 ▶ 5 特集

6 ▶ 7 街かどリポート

8 ▶ 13 タウン・トピックス

14 ▶ 17 市政リーダー

18 ▶ 19 ささやまホットステーション

はぐくみ

22 ▶ 25 施設情報・相談

26 ▶ 31 イベント・行事

8月から篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターが移転しました

より一層専門性を高め、充実した支援を継続的に行うため、8月1日から篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターの運営を特定非営利活動法人ウィズ・ユーに委託し、事務所を丹南健康福祉センターに移転しました。

権利擁護サポートセンターは、高齢者や障がい者が「自分らしく暮らす」「普通に暮らす」「みんなと一緒に暮らす」という、権利や願いを守るために、法律職などのさまざまな機関と連携しながら相談に対応します。また、成年後見

制度に関する相談、支援なども行っていますので、お気軽にご相談ください。



高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター (丹南健康福祉センター内) ☎594-2022

業務内容

- 権利擁護に関する専門相談・専門支援、広報活動
- 虐待対応などに関する専門的支援
- 市民への権利擁護支援業務に関する人材育成

ふくし総合相談窓口(地域福祉課) 相談状況(平成28年度)

健康・医療に関すること	27
介護予防に関すること	0
介護に関すること	75
認知症に関すること	79
権利擁護に関すること	158
その他	41
計	380

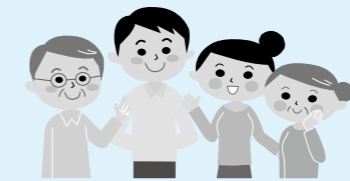
約4割が権利擁護に関する相談です。

権利擁護サポートセンターを運営するNPO法人ウィズ・ユーのスタッフ。「情熱・寄り添い・実効性」の3本柱で運営します

～誰もが安心して暮らせる地域福祉の活動～ 市民後見人養成講座を受講しよう

市民後見人とは

地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者や障がい者などの生活を権利擁護の観点から支援する人です。
法律問題や紛争性のない事案、急迫した事情のない事案などでの活躍が期待されています。
※市民後見人の活動は、報酬を目的としない活動です。



- とき** 10月4日、10月18日、11月1日、11月15日、12月6日、12月20日、平成30年1月10日 ※いずれも水曜日。
- ※上記の他、平成30年1月に2回の実習日があります。
- ところ** 四季の森生涯学習センター
- 応募資格** 市内在住で20～70歳の方で、原則全てのカリキュラムに参加できる方
- 定員** 10人
- 申込期限** 9月15日(金)必着
- 申し込み方法** 受講申込書とレポート「受講の動機」(400字以内)を提出
- ※申し込みについて、詳しくは権利擁護サポートセンター(☎594-2022)までお問い合わせください。

住民票などの不正請求、不正取得を抑止するため 事前登録型本人通知制度に登録しましょう

事前登録型本人通知制度は、「篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例」に基づき、本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付に対し、事前に登録されている方に証明書を交付した事実を本人通知書にてお知らせする制度です。

一人でも多くの方に登録いただくことで、住民票等の不正請求、不正取得の抑止につながるものと考えています。

平成25年4月1日の制度施行以来、平成29年7月末までに、838人の方に登録いただいています。

問い合わせ 市民課 ☎552・5242 / 人権推進課 ☎552・6926

本人通知書の内容

- ① 証明書の交付年月日
- ② 交付証明書の種別
- ③ 交付部数
- ④ 交付請求者の種別(本人等の代理人または第三者)

事前登録できる方

篠山市の住民基本台帳および戸籍簿に記載されている方

通知の対象となる証明書

- 住民票の写し
- 戸籍謄(抄)本

事前登録の手続き

手続きは、本庁市民課、各支所窓口および各ふれあい館で行うことができます。

登録手続きに必要なもの

- ① 窓口に来られる方の本人確認ができる書類(免許証など)
- ② 代理人の場合は委任状など(同一世帯の方は不要。事



裁量的開示が始まる

本人通知書を受けた方(事前登録された方)が、交付請求者の情報を開示請求する手続きは、篠山市個人情報保護条例に基づきます。

平成29年6月市議会において、篠山市個人情報保護条例の一部を改正し、平成29年9月1日から個人の権利利益を保護するために特に必要があるときは、交付請求者の情報を裁量的に開示できるようにしました。

「今週のおすすめ品」の引き渡しを 抽選方式に変更します

清掃センターでは、持ち込まれた廃棄物の中から再利用できるものを展示し、「今週のおすすめ品」として市民の皆さんに無料で提供しています。

面が危惧される状況です。このため、今後も安全にリサイクル事業を続けていくために、引き渡しの方法を左記のとおり抽選方式に変更します。

現在、品物の提供は先着順としていますが、品物によっては、前日や夜間から清掃センターゲート前でお待ちになるなど、来場者の安全や健康

抽選方式については、10月2日(月)から実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

抽選方式の仕組み(10月2日から)

- ① 毎週金曜日 16:00 (祝日の場合はその前日) 市ホームページに「今週のおすすめ品」を掲載 (10月2日分は9月29日に掲載)



- 希望の品物がある場合は、定刻までにお越しください
- ② 月曜日 8:30 に抽選 (清掃センターロビー)
※品物ごとに希望者多数の場合に抽選。
※抽選への参加は1人1回のみ(外れた方が別の抽選に参加することはできません)。
※持ち帰りは1人1点のみ。

問い合わせ 清掃センター ☎596・0844